

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年5月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700089 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800006 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までの標準報酬月額を 20 万円から 38 万円にすることが必要である。

平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求者の A 社における平成 16 年 9 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間及び平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までの期間の標準報酬月額を 20 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間の標準報酬月額を 20 万円から 41 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの期間の標準報酬月額を 22 万円から 41 万円にすることが必要である。

平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から平成 14 年 8 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日まで

③ 平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③について、標準報酬月額が、実際の報酬額より低い額の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者のA社に係るオンライン記録によると、請求期間②のうち、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までの期間の標準報酬月額は、当初、38 万円と記録されていたところ、同年 2 月 9 日付けで平成 15 年 9 月 1 日の定時決定を取り消した上、同年 4 月まで遡って 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社における同僚 27 名の標準報酬月額が、請求者と同様に、平成 16 年 2 月 9 日付けで、平成 15 年 4 月又は資格取得日に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した給与明細書により、減額訂正前の標準報酬月額に見合う給与が支払われ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、日本年金機構B事務センターから提出されたA社に係る滞納処分票により、同社は、前述の標準報酬月額の減額処理が行われた当時、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、当該減額処理直後の平成 16 年 2 月から同年 5 月までの滞納保険料額に係る記載内容から、これらの遡及訂正処理は滞納保険料額を軽減するために行われたものと推認される。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が平成 16 年 2 月 9 日に行った請求者に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、請求者について平成 15 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求期間②のうち、平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月までの期間に係る請求者の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間②のうち、平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間及び請求期間③について、請求者が提出した給与明細書、平成 20 年分及び平成 21 年分の給与所得の源泉徴収票、請求者の給与が振り込まれていた金融機関から提供された平成 19 年 1 月から平成 21 年 9 月までの要払性預金取引明細表（以下「給与明細書等」という。）並びに請求期間②のうち、平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間及び請求期間③において、A社に勤務していた複数の同僚の給与明細書等により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成16年9月から平成19年8月までの期間及び請求期間③に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給与明細書等の資料により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年9月から平成17年8月までの期間を38万円、同年9月から平成19年8月までの期間及び請求期間③を41万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②のうち、平成16年9月から平成19年8月までの期間及び請求期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、請求期間当時の元事業主2名は、社会保険に係る届出及び納付事務を任せていた税理士は死亡しているため確認できない旨を陳述している上、現在の事業主は、請求期間当時の資料が無いため、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明である旨を回答しているが、請求者が提出した給与明細書等の資料において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、請求期間②のうち、平成17年9月から平成18年8月までの期間については、年金事務所が保管している平成17年12月の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更訂正届に記載された報酬月額が請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることから、事業主は、当該給与明細書等の資料で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、請求期間①のうち、平成12年12月から平成13年11月までの期間については、請求者が提出した平成13年分の給与所得の源泉徴収票により、請求者の給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが推認されることから厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成12年10月、同年11月及び平成13年12月から平成14年7月までの期間について、i) 請求期間当時の元事業主及び現在の事業主は資料を保管していない旨を陳述していること、ii) 請求者が提出した平成12年分の給与所得の源泉徴収票から、請求者はオンライン記録の標準報酬月額と同額の給与が支給されていたことが推認されること、iii) その他に給与明細書等の各月の厚生年金保険料控除額が確認できる資料は見当らないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700160 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800007 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 26 年 12 月 16 日は 9 万 6,000 円、平成 27 年 7 月 31 日は 15 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 16 日及び平成 27 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月 16 日及び平成 27 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 27 年 12 月 18 日の標準賞与額を 24 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 18 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 26 年 8 月 7 日
③ 平成 26 年 12 月 16 日
④ 平成 27 年 7 月 31 日
⑤ 平成 27 年 12 月 18 日

私は平成 26 年 2 月 1 日に A 社に入社したが、同日付けで厚生年金保険に加入させるという約束であったのに、請求期間①に係る厚生年金保険の記録が無い上、請求期間②から⑤までにおいて同社から賞与が支給されていたのに、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③及び④について、請求者が提出した賞与明細書、金融機関から提出された顧客別預金残高元帳及びA社の回答から、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③及び④に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及びA社の回答により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は9万6,000円、請求期間④は15万4,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑤について、当該期間は、本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者が提出した賞与明細書、金融機関から提出された顧客別預金残高元帳及びA社の回答により、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を24万円とすることが必要である。

- 3 請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録、請求者が提出した給与明細書及び同社の回答から、当該期間に、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、資格取得年月日は平成26年3月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、上記給与明細書によると、請求期間①に係る給与は支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額の欄は空欄になっており、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者

が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間②について、請求者が提出した賞与明細書によると、賞与は支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額の欄は空欄になっており、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700196 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800008 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 56 年 9 月 1 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 56 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 56 年 8 月 1 日に入社した。所持している昭和 56 年 8 月分の給料支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているのに、請求期間の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した昭和 56 年 8 月分の給料支払明細書及び A 社の回答により、請求者は、請求期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和 56 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である同年 9 月 1 日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え

難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年8月に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700198 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800009 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

私は、平成 19 年 7 月 10 日に A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間の賞与に係る賞与給与明細書、金融機関の通帳の写し及び A 社の回答から、請求者は、同社から平成 19 年 7 月 10 日に 30 万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては A 社は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない

ことから、行ったとは認められない。